

◎ 奨学金について

● 岐阜県看護学生修学資金貸付制度

岐阜県では、県内の看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保を図るため、県内の看護師養成所又は准看護師養成所に在学し、将来県内において看護職員の業務に従事しようとする方（他県に在住の方も含まれます）に対して、修学資金を貸し付ける制度があります。

看護師免許又は准看護師免許取得後、遅滞なく一定期間、県内で勤務するなどの一定の条件を満たした場合には、この修学資金の返還が免除されます。

詳しくは岐阜県のホームページをご覧下さい。

● 高等学校等就学支援金制度

最終学歴が中学校で一定の収入額未満の世帯の生徒に対して、授業料に充てるための「就学支援金」（授業料相当額）が支給されます。

詳しくは岐阜県のホームページをご覧下さい。

● その他、下記の奨学金については、各県と各県社会福祉協議会にお尋ね下さい。

- 都道府県・市町村の看護師等修学資金貸与事業
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度
- 生活福祉資金貸付制度制度 福祉資金・福祉費「技能習得に必要な経費」

◎ 給付金について

● ひとり親家庭（シングルマザー・シングルファザー）を支援する給付金制度

- 高等職業訓練促進給付金等の給付金制度
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ひとり親家庭の自立支援について

※詳しくは各県・子ども家庭庁のホームページをご覧下さい。

又は、お住まいの自治体に相談をして下さい。